改正後

目次
第一章　［略］
第二章　国税庁
［第一節・第二節　略］
第三節　地方支分部局
第一款　国税局
第一目　情報システム監理官（第四百四十三条）
第一目の二　部の設置等（第四百四十三条の二―第四百四十九条）
［第二目～第六目　略］
［第二款・第三款　略］
［第三章・第四章　略］
附則　［略］

（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官）
第四条　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。
2　［略］
3　監査室に、室長並びに上席会計監査官一人及び会計監査官二人を置く。
［4～10　略］

（知的財産調査室並びに関税分類調査官、関税評価専門官及び認定事業者調整官）
第二十条　業務課に、知的財産調査室並びに関税分類調査官、関税評価専門官及び認定事業者調整官それぞれ一人を置く。
2　知的財産調査室は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十七号若しくは第十八号に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第九号に定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物に関する調査に関する事務をつかさどる。
［3～6　略］

（通貨企画調整室並びに国庫企画官及び国庫調査官）
第二十四条　国庫課に、通貨企画調整室並びに国庫企画官及び国庫調査官それぞれ一人を置く。
2　［略］
3　通貨企画調整室に、室長及び通貨連携調整官一人を置く。
4　通貨連携調整官は、命を受けて、通貨企画調整室の所掌事務のうち通貨に関する調整その他専門的事項を処理する。
5　［略］
6　［略］

（国債政策情報室並びに国債企画官、国債調査官及び債務分析専門官）
第二十五条　国債企画課に、国債政策情報室並びに国債企画官、国債調査官及び債務分析専門官それぞれ一人を置く。
［2～5　略］
6　債務分析専門官は、命を受けて、国債企画課の所掌事務のうち国債その他の国の債務の分析に関することその他専門的事項を処理する。

改正前

目次
第一章　［同上］
第二章　国税庁
［第一節・第二節　同上］
第三節　地方支分部局
第一款　国税局
［新設］
第一目　部の設置等（第四百四十三条―第四百四十九条）
［第二目～第六目　同上］
［第二款・第三款　同上］
［第三章・第四章　同上］
附則　［同上］

（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官）
第四条　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。
2　［同上］
3　監査室に、室長並びに上席会計監査官及び会計監査官それぞれ一人を置く。
［4～10　同上］

（知的財産調査室並びに関税分類調査官、関税評価専門官及び認定事業者調整官）
第二十条　業務課に、知的財産調査室並びに関税分類調査官、関税評価専門官及び認定事業者調整官それぞれ一人を置く。
2　知的財産調査室は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで若しくは第十号から第十二号までに掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで、第七号又は第八号に定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物に関する調査に関する事務をつかさどる。
［3～6　同上］

（通貨企画調整室並びに国庫企画官及び国庫調査官）
第二十四条　国庫課に、通貨企画調整室並びに国庫企画官及び国庫調査官それぞれ一人を置く。
2　［同上］
3　通貨企画調整室に、室長を置く。
［新設］
4　［同上］
5　［同上］

（国債政策情報室並びに国債企画官及び国債調査官）
第二十五条　国債企画課に、国債政策情報室並びに国債企画官及び国債調査官それぞれ一人を置く。
［2～5　同上］
［新設］